
法の支配と南シナ海における公正かつ 永続的(持続的)な平和に向けた道筋

ポール・S・ライクラー

Paul S. Reichler

はじめに

筆者は、フィリピンが国連海洋法条約（海洋法に関する国際連合条約〔United Nations Convention on the Law of the Sea〕）に基づいて中国を提訴した仲裁裁判において、フィリピン側の主任弁護士を務めた。この仲裁裁判の結果、2016年7月、主要な争点のすべてについて、全会一致でフィリピンを支持する判断が下された。本論文では、仲裁裁判所が下した重大な結論に対する筆者の見解、裁定がこの紛争の両当事者および法の支配全般に及ぼす影響、裁定によってみえてくる中国と南シナ海に面する近隣諸国との間の平和的かつ衡平（公正）な問題解決への展望、およびルールに基づく国際秩序の強化について論じる。

1 南シナ海問題の経緯と仲裁裁定の要点

南シナ海の仲裁裁判において、筆者は、光栄にもフィリピン側の主任弁護士を務めた。本考察では、最初に本裁判の主要な裁定について要約し、続いて、裁定が法の支配および国際的な法制度の安定性に及ぼす影響を取り上げる。最後に、この仲裁裁定が、どのように中国と南シナ海近隣諸国との間の対立に衡平かつ永続的な解決をもたらし、またルールに基づく国際秩序を全体として強化する基盤を提供するかについての筆者の考えを紹介する。

フィリピンは、2013年1月、主として以下の2つの重要な理由により、中国を提訴した。第1の理由は、中国が、南シナ海のほぼ全域を囲む、いわゆる“九段線（nine-dash line）”内の水域およびその海底に対して排他的管轄権を主張するとともに、九段線の内側のすべての天然資源に対して排他的権利を主張したことである。中国の主張する範囲は、自国の海岸線から650カイリ以上も離れており、フィリピンの海岸線から50カイリ内にまで迫っている。つまり、海洋法条約のもとで中国が権原を有する200カイリの排他的経済水域（EEZ）および大陸棚を大幅に越えて、フィリピンが権原を有する200カイリ内にまで大きく入り込んでいるのである。中国は、自分たちが主張する九段線を描き入れた地図を、2009年に国際連合に送付している。

この九段線の主張に基づき、中国の法執行船舶や海軍艦艇は、九段線の内側の水域でのフィリピン人漁民による漁業を妨害するとともに、フィリピンの許可を受けた事業者による九段線周辺海域での石油・ガス探査を妨害する一方で、中国国民によるこれらの活動を認めた。

フィリピンが仲裁裁判に訴えた第2の主たる理由は、中国が、南シナ海南部に位置する南沙諸島（スプラトリー諸島）全体に対し、主権を主張したことである。南沙諸島は、多数の微

小さな島状の地形（insular features）によって構成されているが、高潮時に水面上にあるものはごくわずかしかない。またこれら地形の大半について、フィリピン、ベトナム、マレーシアなど中国以外の国も領有権を主張している。中国は、南沙諸島の7つの地形を占拠してその上に軍事施設を建設、ないし建設を開始していた。中国による建設工事は、礁および島に重大な環境損害を及ぼしたが、それらには世界で最も手つかずのままにある環境も含まれていた。フィリピンは、中国の活動により、重要な魚類の繁殖・生育水域を含む、周辺の海洋環境が破壊されたと主張した。

フィリピンは、これら中国との間のあらゆる問題を外交によって解決しようと何年も取り組んできたが、中国の姿勢は柔軟性を欠いていた。中国は、フィリピンに対して、九段線内側の水域およびその海底のすべての資源に対する中国の排他的権利、ならびに南シナ海のすべての島嶼および海洋地形に対する中国の主権を認めるよう求めた。このような要求を受け入れれば、海洋法条約のもとで認められたフィリピンの権利を放棄することになる。こうして外交が挫折すると、軍事的行動は問題外であるから、フィリピンに残された実行可能な唯一の選択肢は法的手段に訴えることであった。

しかし、提訴には、大きな課題があった。第1に、海洋法条約のもとで設置される仲裁裁判所は、領土主権の問題に関しては管轄権を有していない。そのため、紛争の大きな部分を占める南沙諸島またはスカボロー礁の主権に関する中国の主張を主題として取り上げることができなかった。

第2に、フィリピンは、中国との間の海洋の境界画定を、仲裁裁判所に求めることができなかった。中国は、海洋法条約第298条に定める権利を行使して、海洋での境界画定に関し、義務的仲裁の管轄権から自国を除外する宣言を行なっていたためである。

こうした問題についての熟慮と分析、内部での議論を重ねた結果、フィリピンは、島嶼の主権や境界画定について争うのではなく、海洋権原について提訴するという結論に達した。海洋権原とは、沿岸の陸地領土に基づいて生じる水域および海底に対する権原を意味し、それは12カイリの領海や200カイリの排他的経済水域および大陸棚など、海洋法条約に具体的に規定されている。したがって、海洋権原は、沿岸や島嶼に対する主権とは異なり、海洋法条約のもとで設置される仲裁裁判所の管轄権の範囲内に含まれる。

また、海洋権原の決定は境界画定を行なう必要なしに行ないることが、決定的な重要点でもあった。実際、海洋法の裁判所は、境界画定に先立って、かつ境界画定とは別に、紛争当事者の権原を決定しておく必要がある。というのも、二国の権原が重なり合う場合にのみ、境界画定が必要となるからである。以下、例を挙げて説明すると、例えば、A国とB国とが400カイリを上回る水域で隔てられている場合、排他的経済水域および大陸棚に関する、それぞれの国の200カイリの権原は重なり合わない。両国ともに自国の200カイリの水域内の生物資源や非生物資源を利用する排他的権利を享受できる。したがって、共通の境界を画定する必要はない。それに対し、A国とB国とを隔てる水域が400カイリ未満の場合、200カイリの水域が重なり合うため、境界を画定してそれぞれの国の水域を区分する必要が生じる。

南シナ海においては、フィリピン最北の島々の北西部（と中国南岸の東南部との間）のごく

わずかな海域を除き、フィリピンと中国とは、400カイリを越える水域で隔てられている。したがって、両国の200カイリの海洋権原は、上記のわずかな海域を除き、重なり合う部分がないことから、境界画定を行なう必要は生じない。

したがって、フィリピンは、自国の海洋権原の確立を主張するとともに、中国が九段線に基づいて主張する海洋権原を問題として取り上げて、たとえ中国が境界画定に関連する裁判所の管轄権について異議を唱えたとしても、これを退けることができると考えた。結果的にそれが正しかったことが証明された。中国は、仲裁手続に正式には参加しなかったが、管轄権に関する異議を主張する書面による申立書を裁判所に提出した。裁判所は、中国の申立書を受理し、管轄権に対する中国からの異議とみなした。中国の主たる主張は、裁判所が領土主権や境界画定の問題に対する管轄権を有していないという内容であったが、裁判所は、全会一致で中国の主張を退けることができた。それは、フィリピンが、領土主権や境界画定の問題に触れることを慎重に避け、提訴の内容を一貫して海洋権原に関するものとしたためである。

本案において、フィリピンは、自国沿岸から200カイリ以内の海域で、かつ、中国沿岸から200カイリを越えるすべての海域について、排他的権原を主張した。これには、当該海域の水域および海底の資源、すなわち、すべての水産資源および海底に埋蔵される石油・ガスに対する排他的権利も含まれていた。

フィリピンは、海洋法条約の締結国として中国が、海洋法条約によって保証されるすべての権原を享受することを認めていたが、その権原は、中国沿岸から200カイリを越えては及ばないと考えていた。そのため、200カイリを越えた海域に対する中国の主張は、海洋法条約違反であり、同時に、海洋法条約のもとでのフィリピンの権利を侵害していると申し立てた。仲裁裁判所は、フィリピンの主張に、全会一致で同意した。

上記決定に達するに当たり、裁判所は、九段線内側の水域およびその海底に対する中国の主張、すなわち、海洋法条約に列挙されている権利を超える歴史的権利の主張について、慎重に検討した。裁判所は、中国の主張が、次の2つの理由から違法であると結論付けた。第1に、裁判所は、海洋法条約の締約国は、同条約に加入するに当たって、歴史に基づく権利であれ他の根拠に基づく権利であれ、海洋法条約の規定に反するすべての海洋における権利の主張を必然的に放棄したと判断した。つまり、海洋法条約の締約国は条約に反するすべての主張を撤回するよう明示的に求められている。したがって、沿岸から200カイリを越える水域および海底に関する中国の主張は、海洋法条約に明記されている条項に明らかに反しており、違法であると結論したのである。

第2に、裁判所は、条約化以前の国際法のもとでも、中国が主張する歴史的権利は無効であると結論した。慣習国際法のもとで歴史的権利の主張が適法と認められるのは、以下の条件をすべて満たしている場合に限られる。すなわち、国家が当該海域に関して事実として支配権を行使し、またその権利の主張が長期にわたって継続的になされ、かつ、近隣諸国によるその黙認があることである。南シナ海に関する中国の歴史的権利の主張は、これらの確立した基準のいずれも満たしていない。中国は、中国の本土沿岸に非常に近い海域を除き、それ以外の海域において支配権を行使したことは一度もなかったことが、証拠によって明らか

になった。もちろん長期にわたり継続的に支配権を行使した事実はないし、また、これらの海域における中国の支配権を黙認している国は、一国もない。

中国は、本土沿岸からだけでなく、主権を有すると主張している南沙諸島を基点とする権原を主張した。したがって、本裁判におけるもうひとつの重要な争点は、南沙諸島を形成する地形が、海洋権原を生ぜしめるに足るものであるのかどうか、また、その場合の権原の範囲はどこまでかという問題であった。

この問題は、海洋法条約第121条の意味によって決定されるものであった。同条は、島が、本土沿岸と同じく、排他的経済水域および大陸棚を含む海洋権原を生じさせると規定している。しかし、同条の第3項は、居住不可能とみなされる島、具体的には人間の居住または独自の経済的生活を維持することのできない地形について、重要な例外を設けている。すなわち、人間の居住が不可能な島によって生じる海洋権原は12カイリの領海のみである。このような理由により、フィリピンは、南沙諸島を形成する地形は、いずれも自然の状態では居住不可能であることを裏付ける膨大な証拠を提出し、いずれの地形（features）によっても12カイリを越える権原は生じないとする主張を展開した。この裁判は、第121条第3項の解釈、すなわち、ある島を「人間の居住または独自の経済的生活を維持することのできない」とみなすべきかどうか、および、その判断基準について、国際裁判所または仲裁裁判所が判断を求められた最初の裁判であった。

裁判所は、裁定の一部として、第121条の条文およびその適用方法に関する広範な判断を示した。そしてその結果、対象となっている島々は、いずれも自然の状態では居住不可能であり、いずれの島によっても12カイリを越える権原は生じないとする結論に、同じく全会一致で達した。そして、フィリピンと中国の本土沿岸によって生じる権原がわずかに重なり合うフィリピン北西の海域と、中国が主権を主張する小島のいくつかに伴う12カイリの海域を除き、フィリピンの排他的経済水域および大陸棚は、中国が適法に主張できるいかなる権原とも重なり合わないと結論した。以上を根拠として、裁判所は、中国が、フィリピンから、当該水域および海底を、そこに賦存する生物資源および非生物資源を含め、排他的に享受する機会を奪うことは違法であると判断した。

中国による人工島の建設や海洋環境に及ぼす他の活動の影響について、仲裁裁判所は、独自に独立の専門家に委託し、これらの活動による悪影響を評価した。仲裁裁判官は、中国の活動による環境侵害は、フィリピンの主張どおり、破壊的で回復不可能であると結論した。

以上のように、フィリピンは、その主だった主張のすべてにおいて勝訴した。しかし、多くの人々が疑問を投げかけたとおり、たとえ裁定が出たとしても「中国が裁定に従わなければ、それに何の意味があるというのか」という問題が残る。これはもっともな疑問であり、今回の裁判における中国の例に限らない、より広範な問題である。この点に目を向けて分析の第2部へと話を進めよう。

2 裁定不遵守と法の支配

より広く捉えれば、この疑問は、次のような言葉で表現することができる。もし国家が、

特に大国が、自発的に締約国となった条約に定められた法的拘束力のある義務の遵守を拒否するとしたら、あるいは、適法に構成され、完全な権限をもつ国際裁判所または仲裁裁判所が下した法的判断または仲裁裁定のもとでの義務の遵守を拒否するとしたら、それは、海洋法にとって、またより一般的には法の支配にとって、何を意味するのであろうか。

筆者が最初に考えることは、本件の性質を考慮すれば、もしも中国が仲裁裁定を無視し、しかも、そのような中国の態度を国際社会が、またとりわけ海洋法条約を締結している160カ国を超す締約国が受け入れたとしたら、それは国際的な法秩序に極めて大きな悪影響をもたらすだろうということである。海洋法条約は、まさに特別な条約である。中国（条約の採択において大きな役割を果たした）を含む条約起草者は、この条約を世界の海洋および海域の憲法たるべきものと想定していた。それは、航行から環境保護、境界、海洋区域、資源に対する権利、海底ケーブル、深海底での採鉱等々に至るまで、実質的にすべての活動を規律することを目指した。海洋法条約は、国際法の歴史のなかで最も成功した条約のひとつである。おおむね全世界で受け入れられ、20年以上にわたり、海の平和と秩序を維持するとともに、秩序ある衡平な資源の利用を促進してきた。

仲裁裁定を否定する中国の発言および行為は、海洋法条約の実効（実行可能性）を脅かしかねない。中国が海洋法条約のなかでも最も基本的な原則を無視できるのであれば、他国も無視できることになる。このようなことは、国際社会にとって容認しがたいことであり、中国にとっても憂慮すべきことであるはずである。中国自身も、海洋法条約の崩壊や弱体化によって失うものは大きい。中国は、海洋法条約のもとで南シナ海において広範な権利を有しており、そうした権利に対して他国から異議を申し立てられたくはないはずである。将来いずれかの日に、中国の権利が、南シナ海に利害関係または海軍力を有する他の大国に脅かされる可能性も考えられる。そうしたときに、中国自身の行為によって海洋法条約が弱体化していなければ、その海洋法条約が権利の侵害から中国を守ってくれるだろう。

国連憲章は、中国を含む世界で最も強大な一部の国に対して、特別の役割を与えている。憲章はこれらの国を安全保障理事会の常任理事国に任じるとともに、同理事会の決議に対する拒否権を与えている。しかし、安保理の決議に対する拒否権があるからと言って、国連憲章に定められた規則や、国際法が定める他の規則の適用から除外されるわけではない。同様に、国連関連の諸条約やその他の多国間条約も、大国であるからと言って、規則の例外を認めているわけではない。海洋法条約のような国際的協定に反映され、あるいは慣習法に取り込まれた基本的な法規則や原則は、すべての国に等しく適用されるのであって、それ以外ではありえない。国の大きさまたは力の強さだけを根拠として規則の適用を免れる国があるのであれば、他の大多数の国家は規則による拘束を受け入れなくなるだろう。自分たちだけが権限ある裁判所が下した拘束力ある命令を遵守しなければならないのに、他の国は（たとえ、それが大国であったとしても）それを遵守する必要がないような、そのような制度を受け入れるわけがないのである。

しかし、大国は確かに前例を作り出すが、そうした前例には、良いものも悪いものもある。大国が法的義務を尊重することを拒否すれば、他国もそうするだろう。そして瞬く間に、国

国際裁判は、実効性のない空虚なものになってしまうだろう。2012年にコロンビアが国際司法裁判所（ICJ）の判断に逆らって、ニカラグアとの間の海洋境界を画定した同裁判所の判決を遵守する意思がない旨を告げた際、ニカラグアは、同国が1980年代に提訴した裁判の判決を米国が以前に拒否したことに言及した。中国もまた、フィリピンとの裁判における仲裁裁定をはねつける際に、ニカラグア判決の米国による拒否に言及している。

幸いなことに、このような国際裁判所や仲裁裁判所の判断を無視する行為は、少なくとも今のところは、まれな例外である。圧倒的多数の国々は、圧倒的多数の裁判において、自らが敗訴したと考える場合であっても、司法判断や仲裁裁定を遵守している。米国は、ニカラグアの例はあるものの、全体としては国際的な判断および裁定を遵守してきた実績を有している。中国もまた、少なくとも世界貿易機関（WTO）のパネル〔紛争処理小委員会〕の裁定に関しては、自国の利益に反する裁定であっても、おおむね遵守してきた。

自国に不利な法的判断あるいは仲裁裁定が下された場合にも、一般に各国がその結果を遵守するには、重要な理由がある。第1に、結果の如何にかかわらず、他国との紛争に最終的な決着がつくこと自体が有益だからである。たとえ完全に満足のいく決着ではなくとも、判決に従わなかった場合の選択肢、つまり紛争や緊張や不安定な二国間関係の長期化、緊迫したあるいは将来の武力衝突の可能性の現実化といったことは、より不都合だからである。

第2の理由は、平たく言えば、近隣諸国が、自国の周辺から引っ越していくことは絶対にならないからである。国家間の地理的近接性は恒久的なものである。近隣諸国との紛争は避けられない。もしA国が今日の紛争を解決する判決または裁定を遵守しなかったら、近隣国であるB国が明日の紛争を解決する判決または裁定を遵守することを期待できるだろうか。判決の遵守を拒否すれば、A国は、将来、外交的に解決できない紛争が生じたときに利用可能な手段のなから、司法的手段や仲裁に頼る可能性を排除してしまうことになる。その結果、どんな選択肢が残るというのか。

第3に、名声、尊敬、評判がもつ価値というものがある。これらは、国際レベルで発揮できる影響力につながる。国際的な判決および裁定に従うことを通じて、自らが遵法的であることを示すことにより、国の名声とともに、その国の影響力が高まるのである。このような理由から、各国は国際法に基づいて自らの行為を正当化することを避けられない。こうした傾向はあらゆる場面でみられ、国際法を根拠とするには無理があるような場合においてさえも、各国は国際法をもちだして正当化を図りたがる。中国自身も、中国が主張する九段線は国際法に基づいている、すなわち中国の言うところの歴史的権利に基づいているのだと、世界に向かって釈明している。

しかし、筆者がここで言いたいのは、各国が、自国の政策や行為を正当化するために国際法を“正しく”行使しているかどうかということではなく、単純に、各国は、自国の行為を正当化する理由として、国際法をもちだす必要性を感じているという点である。それは、各国が、自らを遵法的で他国の権利を尊重する国であると、近隣諸国および国際社会全体から見られることが、自国の国益にとって重要であると考えていることを示している。

最後に、ルールに基づいた国際秩序を否定すればその後訪れるのは無秩序であるという

ことは、大部分の国によって理解されていると筆者は考える。法の支配を尊重することは、正義や公正を含む倫理的、道徳的な利益にかなうだけでなく、実際的な利益にもかなう。法の支配の尊重は、国際関係における予測可能性、安定性、安全保障、そして平和を育むものである。これらの目標は、大部分の国々にとって大部分の場面で共通の目標であるはずだ。

最近の2つの事例を挙げよう。バングラデシュ対インドの裁判は、フィリピンが中国を提訴した裁判と同じ海洋法条約の規定に基づいて争われた。裁定は、バングラデシュに有利な内容であったと広くみなされ、インドが指名した仲裁裁判官は強い調子で裁定に対する反対意見を表明した。にもかかわらず、インドは、すぐに裁定を尊重し遵守すると発表し、また実際にそうした。第2の実例は、捕鯨に関する国際司法裁判所の裁判である。日本が、裁判所の判決に失望したであろうことは想像に難くないが、それでも日本はこれを受け入れた。

国家がその意に沿わない判決および裁定を遵守することは、その国が法の支配を第一に考えている最強の証拠である。国際的な法の秩序全般を強化するうえで、それ以上によい方法はない。日本やインドといった国々が上記のようなよき手本を示せば、他の国々も従おうという気持ちになる。実際のところ、既存の国際秩序を守ることで最大の利益を得るのは、現在もっている多大なる影響力を維持したい大国であろう。秩序を維持し強化するためには、ルールが自国に不利なかたちで適用された場合でも、その結果を受け入れることが求められる。当然のことながら、どんな大国であっても、必ず裁判に毎回勝つとは限らない。大国の振る舞いが違法と判断されるときもあろうが、そうしたときこそ、法の秩序を強化することも、また逆に揺るがすこともできる重要な機会と言える。

法の支配を推進するうえで、米国や中国のような大国が自国に不利な法的判断や仲裁裁定を受け入れ、それを遵守すること以上に、優れた方法はないと思われる。事実、大国は、その時々、自国に不利な判決を受け入れてきた。秩序だった安全な世界を形成し、長期的に国益を保護するうえで、ルールに基づく仕組みに代わる有効な方法は存在しないことを理解しているためである。

現在の国際的な法の秩序は完全ではないかもしれないが、ルールに基づく仕組みがまったくないよりはるかによい。大国は、時に、裁判所の命令や仲裁裁定に従わなくても、その場を切り抜けるだけの十分な力を有しているかもしれないが、だからと言って、ルールの適用を除外したり、違法行為の責任を問わない政策を採ったりして、その行動を正当化してよいということにはならない。むしろ逆に、時に最も強大な国の無法な行き過ぎを抑え込むには弱すぎるものが露呈されたとしても、法制度を堅持するほうが、制度の弱さを公式に認めてしまって、大国の行き過ぎた行為を許容したり、それを違法として扱うのを避けたりするような腰砕けの法制度よりは、はるかにマシである。ましてや、法制度がまったくくないような状況よりは、ずっとよい。

筆者の考えでは、国際的な法の秩序の不完全さには、より強力でより優れた制度の構築や、より普遍的に執行可能なルールの策定に継続的に取り組むことによって対応していくべきである。長い道のりであることは間違いないが、第2次世界大戦の終結以後、大きな進展がみられている。適用されるルールへの違反に関し、大国を含むすべての国々が法的責任を受け

入れるようにする努力を諦める理由はどこにもない。

3 中国にとっての裁定の意義

上記のような制度的な検討に加えて、南シナ海については、時間が経過し、一時の激情が落ち着き、見識ある指導層が冷静に熟考できるようになれば、中国が、フィリピンとの仲裁裁判の裁定を敗北ではなく、むしろ利益を得る機会とみなすようになる可能性があると考えられる具体的な根拠がある。筆者の考察の最後の部分ではこの点を取り上げよう。つまり、今回の裁定がどのようにして紛争の平和的かつ恒久的な解決の土台として役立つのかの問題である。

第1に、中国は、仲裁裁定が南シナ海における中国の核心的利益に影響を与えていないことを評価するようになる可能性がある。南シナ海のすべての島々に対する主権を確保することが、自国の戦略的利益にとって不可欠であると中国が考えていることは明らかであるが、今回の仲裁裁定は、主権に関する中国の主張にまったく影響を与えていない。仲裁裁判所は、島々の主権の問題を扱う管轄権を有していなかったためである。それゆえ、中国は、現在占拠している小島および岩に対する主権一般や事実上の支配を放棄することなく、裁定に従うことができる。同様に、仲裁裁定は、南シナ海における航行および上空飛行の自由や、海軍の軍事演習、その他の軍事的活動の実施能力を損なうものではない。

仲裁裁定の下で、フィリピンは、フィリピン自身の排他的経済水域における中国の航行および上空飛行の自由を尊重することが義務付けられている。したがって、海軍および空軍を含む中国の航行および上空飛行の自由は、完全に保護されているのである。

仲裁裁定によって影響を受けるのは、主として、資源利用と海洋環境保護である。中国は、もはや九段線の内側の資源に対する排他的権原を合法的に主張できず、フィリピンの排他的経済水域および大陸棚を尊重しなければならない。そのことは、他の南シナ海沿岸諸国との関係でも同様であろう。また、中国は、人工島の建設・拡張を目的として、環境による影響を受けやすいサンゴ礁およびその生態系の破壊を合法的に続けることもできない。

しかし、これらは、中国にとってそれほど受け入れ難い結果ではないだろう。これまでも、中国と南シナ海に面する近隣諸国は、水産資源や炭化水素資源をめぐる競争を繰り返してきた。九段線に基づくこれらの資源への排他的権原に関する中国の主張は、仲裁以前からすでに他のすべての沿岸国によってはっきりと拒否されていた。中国は、そうした主張を通すため、フィリピン、インドネシア、ベトナムの船舶および国民に対し、さまざまな場面で武力を誇示する必要があったため、あからさまな衝突のリスクが高まりつつあった。そうしたなかで、仲裁裁定は、紛争を平和的に解決するための衡平な基盤を提供した。確かに、仲裁判断は、中国による九段線の主張の違法性に関して、フィリピン、インドネシア、ベトナム、マレーシア等の立場を特に強化するものであり、これらの国々が、自国の200カイリの排他的経済水域および大陸棚において、今後も中国に対し、自らの権利を主張し続けることを促すものである。しかし同時に、仲裁裁定は、中国が自ら作り出した危険な袋小路から抜け出すために交渉を行なう道筋を中国に提供し、それはフィリピンだけでなく、ベトナム、イン

ドネシアなど、他の国々との対立の長期化や不安定化を避ける道筋でもある。

それは、中国の九段線に関する主張を拒否し、またこの先も受け入れる可能性がありそうにない東南アジア最大の近隣諸国との和解に最終的に達するうえで、中国に一定の便益をもたらすものである。また、そうした和解は可能なはずである。第1に、海洋環境の保護等の問題に関しては、中国も近隣諸国も、共通の利害関係を有しているように思われる。関係諸国はすべて、全地域住民の重要な栄養源である水産資源の持続可能性の促進に強い関心を抱いている。他の問題に関しても、妥協は可能なはずである。陸地または島々の主権とは異なり、天然資源やその利用は、水産資源でも炭化水素資源でも、分かち合うことがより容易である。海洋法条約に定められ、仲裁裁定により再確認された権利を近隣諸国が有していることを中国が認めさえすれば、中国は、漁獲量や石油・ガス開発に関する衡平な共同利用の取り決めについて交渉を自由に行なうことができるようになるだろう。

したがって、中国はこれら活動において、近隣諸国に不可欠なパートナーとなることができる。中国は、南シナ海沿岸諸国のなかで、西洋諸国を含む域外の勢力の参加がなくても、炭化水素資源の探査を推進する財政的、技術的能力を備えた唯一の国だからである。中国が、中国自身も含め、すべての沿岸諸国の法的権利を尊重し、それに基づいて誠実に交渉すれば、全員にとって望ましい合意に達することができるであろう。

以上のような理由により、筆者は、この仲裁裁定は、中国だけでなく、フィリピンやその他の南シナ海沿岸諸国に対し、海域およびそこに賦存する資源を平和的かつ衡平に享受するための安全、公正かつ永続的な取り決めに向けた最善の道筋を提供するものであると思われる。中国もまた、その英知により最終的に同じ結論に達する可能性があると考えられるゆえんでもある。中国は、仲裁裁定によって明確になった海洋法条約のもとでの近隣諸国および中国自身の基本的権利を認めることにより、近隣諸国との合理的な和解を実現する誇り高き道を見出してくれると期待している。

そうした合意に達することができれば、それは、中国、フィリピン、他の南シナ海沿岸諸国はもとより、国際社会全体の利益にかなない、ひいては海洋法条約、そして国際的な法の秩序一般の強化にもつながるだろう。その実現のためには、主として中国が、他の大半の国々と同様、その長期的利益を確保するためには、法の支配を尊重・促進・強化し、すべての国の法的権利を認め、近隣諸国と協力して南シナ海およびそこに賦存する資源を持続的かつ衡平な方法で享受することが最善であるという見識ある結論に達する必要がある。

これこそが、中国と近隣諸国の双方にとってウィンウィンの状況と理解される結果であり、国際社会としても、中国の見識ある指導層がそう考えるようになるように働きかけるべきである。

Paul S. Reichler Foley Hoag LLP パートナー 弁護士
<http://www.foleyhoag.com/people/reichler-paul>

* 原題 = The Rule of Law and the Path to a Just and Lasting Peace in the South China Sea